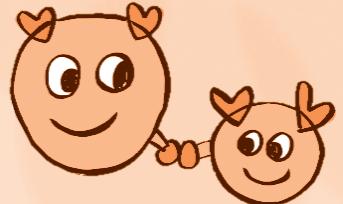


12月3日から9日は

障がい者週間です



12月 山形県障がい者差別解消強化月間

「障がい者週間」は、障がいへの理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化などの活動に参加する意欲を高めることを目的としています。「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会）」の実現に向けて自らできる配慮や工夫について考えてみませんか？

一人ひとりがいきいきと暮らせるために

障がい者差別解消法

(障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律)

主に次の2つを定めています。

- ①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ②合理的配慮の提供

これまで、合理的配慮の義務付けは国や自治体のみでしたが、令和6年4月1日からは事業者にも義務付けられています。

合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くため何らかの対応を必要としているとき、意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

～だと助かります。
～ができないで困っています。

社会的バリアを取り除くための申し出

建設的会話

障がいのある人と事業者などが話し合って、ともに対応策を検討
例えば…

- 飲食店で車いすのまま着席したい。
⇒机に備えつけていたイスを片づけて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。
- 授業など、文字の読み書きに時間がかかるため、最後まで書き写すことができない。
⇒カメラ・スマートフォンなどでホワイトボードを撮影できることとした。

合理的配慮の提供

合理的配慮のポイント

★対話の際に避けるべき考え方

「特別扱いできません」

⇒特別扱いではなく、障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが必要です。

「もし何かあったら…」

⇒漠然としたリスクだけでは断る理由にはなりません。具体的なリスクと低減策を検討する必要があります。

★申出の内容が過重な負担だった場合

⇒合理的でないものや過重な負担があるものについては、提供をお断りすることができます。

もっと知りたい方は…

障がい者の差別解消に関する事例データベース



「不当な差別的扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者などの相談窓口に寄せられた具体例を障がい種別に応じて検索できます。

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などでわかりやすく説明しています。

問 保健福祉課福祉グループ
☎ 35-2111(内線133)
FAX 35-2118

ホンモノの警察はSNSで連絡しません

ニセ警察詐欺に注意

警察官をかたり、捜査などの名目で、犯人が指定する方法で送金をさせ、金銭をだましとる特殊詐欺被害が多発しています。



実際に使われたニセ警察官の画像
(画像の一部を加工、警視庁提供)

ニセモノの警察官から連絡
SNSでの連絡を指示される

「あなたを逮捕する」
警察手帳や逮捕状などの画像が送信される
金錢を要求
「捜査のため、あなたの資産を調べます」
「〇〇の口座に振込(送金)をしてください」

被害発生

- ◆ 警察は SNSで連絡することはありません
- ◆ 警察は 警察手帳や逮捕状など画像を送ることはありません
- ◆ 警察は 捜査等の名目で金錢を要求しません

⚠ 相手が警察官でも 金錢の要求 は詐欺を疑いましょう。



警察庁
National Police Agency



山形県警察

■山形県消費生活センター
■山形県警察 尾花沢警察署
■大石田町総務課 総務グループ

☎188(消費者ホットライン)
☎24-0110
☎35-2111(内線218)